

## 質疑・回答書

告示番号	件 名	市営岡町北住宅3棟エレベーター設備改修工事その2
No	質疑事項	回 答
1	<p>図番E-02につきまして、検査官立ち会いの製造工場における製品検査は、今回不要と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>検査官立ち会いの製造工場における製品検査は不要です。</p>
2	<p>図番E-02につきまして、施工期間中は施工号機の各階出入口周りに仮囲いを設置致しますので、搬出入時以外の警備員の配置はなしとして宜しいでしょうか。</p>	<p>施工期間中は交通誘導員Bを配置するものとします。</p>
3	<p>図番E-02につきまして、無償保守期間は設けなくても宜しいでしょうか。設ける場合は竣工お引き渡し後3ヶ月で宜しいでしょうか。</p>	<p>無償保守期間は引き渡し後3ヶ月とします。</p>
4	<p>図番E-02につきまして、作業員詰所として建物内にお部屋をお借りする事は可能でしょうか。</p>	<p>作業員詰所として部屋を貸し出すことはできません。</p>
5	<p>図番E-02につきまして、施工は平日昼間作業と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>施工は平日昼間作業とします。</p>
6	<p>図番E-05につきまして、乗場周りの壁・床の材質・仕上をご教示下さい。</p>	<p>床:モルタル防水 目地切 壁:ALC版 マスチック塗材C型 天井:合板型枠コンクリート打放し マスチック塗材C型</p>
7	<p>図番E-05につきまして、弊社では回生電力返還機能が標準装備ですが、回生電流の遮断装置の設置が必要でしょうか。</p>	<p>回生電流の遮断装置は不要です。</p>
8	<p>図番E-08, E-09につきまして、既設機械室の撤去機器につきまして、機械室床に一部埋設されているパワーユニットや制御盤類の架台等は残置と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>埋設されているもの、コンクリート基礎は残置としますがそれ以外は撤去とします。</p>

9	<p>図番E-08, E-09につきまして、既設機械室の機器撤去後の床仕上工事は別途工事と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>撤去した部分の床仕上げは本工事に含むものとします。</p>
10	<p>図番E-08, E-09につきまして、既設機械室の機器撤去後の床補修工事を本工事とした場合、床の防塵塗装は必要でしょうか。</p>	<p>撤去した部分の防塵塗装は必要です。</p>

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076  
 FAX 06-6858-7225  
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp